

○議事日程

令和4年9月27日（火） 第5日

- | | | |
|-----|------------------|---------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 認定第 1号 | 令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 認定第 2号 | 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 4 | 認定第 3号 | 令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 認定第 4号 | 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 認定第 5号 | 令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 認定第 6号 | 令和3年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第 8 | 認定第 7号 | 令和3年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第 9 | 常任委員会委員の選任について | |
| 第10 | 議会運営委員会委員の選任について | |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加日程

- | | | |
|-----|--------------------|------------------------|
| 第11 | 議長辞職の件 | |
| 第12 | 選 第1号 | 議長の選挙について |
| 第13 | 副議長辞職の件 | |
| 第14 | 選 第2号 | 副議長の選挙について |
| 第15 | 常任委員会委員の選任について | |
| 第16 | 議会運営委員会委員の選任について | |
| 第17 | 議会広報特別委員会委員の辞任について | |
| 第18 | 議会広報特別委員会委員の選任について | |
| 第19 | 同意第4号 | 岐南町監査委員の選任同意を求めることについて |

て

第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員

◇

10名			
1番	長谷川	淳	君
2番	村山	博司	君
3番	松本	暁大	君
4番	三宅	祐司	君
5番	後藤	友紀	君
6番	松原	浩二	君
7番	櫻井	明	君
8番	渡邊	憲司	君
9番	木下	美津子	君
10番	岩田	晴義	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

◇

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君
財政課	長	服部	貴司	君
総合政策課	長	摂田	真広	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長 岩田 恵司

開議

午前10時1分 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番
岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。

決算特別委員会報告書
本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72
条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算 の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第2号	令和3年度岐南町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第3号	令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入 歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第4号	令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第5号	令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会 計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第6号	令和3年度岐南町水道事業会計未処分利 益剰余金の処分及び決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第7号	令和3年度岐南町下水道事業会計未処分 利益剰余金の処分及び決算の認定につい て	原案のとおり 認定すべきもの

令和4年9月27日

決算特別委員会委員長 櫻井 明

岐南町議会議長 松原浩二様

第2 認定第1号から第8 認定第7号

○議長（松原浩二君） 次に、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの
7案件を一括して議題とします。この7案件について、決算特別委員会における審査

の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 櫻井 明議員。

○決算特別委員会委員長（櫻井 明君） 皆さん、おはようございます。議長の指名をいただきましたので、令和4年度第3回定例会決算特別委員会の概略をご報告申し上げます。それでは始めさせていただきます。

今期定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました案件につきましては、去る9月8日と9日の2日間、委員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、各部ごとに関係した部分の質疑に入りました。

初めに、町税と福祉部の歳入部分について質疑を行いました。

委員から、固定資産税が減少している要因は何かとの問いに、理事者側から、昨年度より6,500万円の減収の要因ですが、1点目に3年に1度の評価替えによるものと、2点目にコロナ対策による減税措置があったため減収となりましたとの答弁がありました。

次に、委員から、軽自動車税の環境性能割が予算額に比べ約300万円増えた要因は何かとの問いに、理事者側から3月末に大量に軽自動車が登録されたため増えましたとの答弁がありました。

次に、委員から、納税が困難で猶予制度を受けている税額はどれくらいかとの問いに、理事者側から、町民税が126万4,800円、固定資産税が45万6,000円、軽自動車税が2万100円で、合計174万900円となっておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、令和3年度の実質収支額約8億7,000万円は単純な黒字ではないと思われるが見解についての問いに、理事者側から、約8億7,000万円にはワクチン接種や子育て臨時交付金の国庫補助金の返還分等が約2億5,000万円含まれておりますので、実際には差し引き6億3,000万円が純粋な繰越金となっておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、基金と住民に対する還元のバランスについての考え方についての問いに、理事者側から当初予算での基金積立は、条例上で定められている公共施設建設事業基金5,500万円と基金の運用利息分だけであります。一方、住民の還元となりますサービスの提供については、介護、福祉、子育て支援、都市基盤整備など様々な分野において予算を確保しており、バランスというより、まず優先順位として住民サービスの提供を行った後に、余った余剰金で基金に積立を行い、財政運営を行

っておりますとの答弁がありました。

委員から、新ごみ処理施設の建設に係る費用負担や例年増加傾向にある扶助費や公債費など義務的経費の負担増が懸念されるが、どのように考えているのかとの問いに、理事者側から、新ごみ処理施設については令和6年度から建設が開始され、起債については3年間据置きで借りていただけると聞いておりますので、令和10年からの元利償還分については、三重のほうで運搬処理している財源をそのまま充てることができますので、それを超えた負担金相当分については、基金や起債を発行し財源を確保して対応しますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、総務部、総合政策部及び住民部関係の歳入部分について質疑を行いました。

委員から、衛生使用料の減少理由はとの問いに、理事者側から、西霊苑永代使用料を2区画部分予算計上しておりましたが、申込みが1区画だけでしたのでとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税が伸びているが、その要因と従来との違いはとの問いに、理事者側から、全国的にコロナで巣ごもり需要が増えたこと、令和2年度から導入したポータルサイト、楽天が好調であったこと、返礼品を120品目から148品目へ増やしたこと。その中でも高額にはなりますが、飛驒牛の定期便、これが好調であったことが主な要因になりますとの答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティタクシー事業補助金7万5,000円の基準はとの問いに、理事者側から、県が示す1キロメートル当たり342.08円の補助基準に岐南町のコミュニティタクシーの走行距離1,966.8キロメートルを乗じ、これに補助率など0.45%を掛け、さらに4分の1を掛け合わせたものが補助額になりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、福祉部の歳出の質疑に入りました。

委員から、やすらぎ苑、くつろぎ苑、老人福祉センターの風呂について現在稼働していませんが、今後の使用をどのようにお考えかとの問いに、理事者側から、施設自体は残す予定ですが、入浴施設については今後の再開を考えておりませんとの答弁がありました。

次に、委員から、人間ドックの助成について、一定間隔の助成ではなく、早期発見等につながるため助成金額を減額してでも毎年助成する考えはないのかとの問いに、理事者側から、毎年受けた方が早期発見につながるとは思います、そういった方はご自身で自主的に受けられている状況でございますので、現時点では従来どおり3年置きに助成していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、子ども食堂の状況と団体補助の上限数はとの問いに、理事者側から、現在岐南町福祉協議会と医療法人かがやきの2団体に自主的に実施いただいております。今後、町内で子ども食堂を立ち上げたいという団体がございましたら、県の補助金の手続きを含めて支援させていただきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、学童保育における障害児の人数または割合と、それに対する加配支援員の数確保できているのかとの問いに、理事者側から、3月の時点で北が2人、西が5人、東が1人でございます。加配対象者に対する支援員につきましては、人数要件で対応する支援員を配置しているため、確保できておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、リフレッシュサロン、にこにこサロン、すくすくサロンの利用者を増やす考えは持っているのかとの問いに、理事者側から、令和3年度の利用者は、リフレッシュサロンが930組、にこにこサロンが1,815組、すくすくサロンが991組の参加でした。コロナ以前と比較して約7割程度の減ではありますが、コロナが落ち着けば以前のような利用者になると考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、リフレッシュサロン、にこにこサロン、すくすくサロンのそれぞれの特徴はあるのかとの問いに、理事者側から、にこにこ・すくすくサロンにつきましては、やすらぎ苑とすこやかセンターでやっているため、子育て支援員の方が常駐しており、支援員と保護者がいろんなことを相談していると聞いております。リフレッシュサロンにつきましては、さくら保育園でやっているため、将来的に保育園に入りたいママ友が主に参加していると聞いておりますが、いずれにしても事業の内容については同じような内容で実施しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、3か月までの子どもに対してお母さんへの指導や子供の状態についてどう把握しているのかとの問いに、理事者側から産後のサポートが必要な方へは、ご自宅のほうへ訪問して相談に乗るという対応をしておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、要介護（後刻訂正ありP139）1、2の方の無料化について、実際に効果があったかの検証と今後に向けての考えはとの問いに、理事者側から、平成28年度に開始して今年度で7年目を迎え、人数は517名から2,389名に、支給額は372万円から753万円という状況になっております。効果の検証については、現在事業対象者の介護度の経年変化等の分析を進めている状況であります。また、今後はフレイル予防、介護予防事業に注力していく考えでありますとの答弁がありました。

次に、委員から、今後のワクチン接種の予定についてとの問いに、理事者側から、

今後のワクチン接種の予定でございりますが、報道レベルでございりますが、2回目までを接種した方全員が対象になっておりますので、約2万人の方が対象です。また、集団接種の期間につきましては、医師会と相談しながら進めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、新規事業である100歳まで歩ける健康講座の実績と今後の考えについてとの問いに、理事者側から、100歳まで歩ける健康講座の実績ですが、月1回の開催で年間156人が参加され、高齢者向けが88人、若者向けが68人という内容でありました。この講座についてはほぼ定員どおりで大変好評でありましたので、引き続き実施していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、土木部関係について質疑を行いました。

委員から、厚八橋架け替え事業の進捗状況と今後のスケジュールについてとの問いに、理事者側から、今年度は岐阜市側にある境川右岸の橋台工事を構築しており、来年度にわたって上部工の架設工事をします。また、来年度は併せて橋梁下部の護岸整備を行い、予定といたしまして令和5年12月には供用開始できるよう進めておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、決算不用額調書の官民境界査定業務委託に契約差金が生じたとなっているが、どういうことなのかとの問いに、理事者側から、前年度の件数を参考にして予算計上しましたが、官民査定の申請件数が少なかったため差金が生じたとの答弁がありました。

次に、委員から、道路橋梁維持費におけるポンプ点検委託料とは何の点検なのかとの問いに、理事者側から、地下道やアンダーボックスの地下水を排水するためのポンプ11基と防災ポンプ3基、合わせて14基のポンプ点検委託ですとの答弁がありました。

次に、委員から、ネクスコのアンダーボックスの冠水について、ポンプの能力を上げて改良してはどうかとの問いに、理事者側から、ポンプの能力だけでなく、あのあたりの排水系統を全て見直す必要がありますので、岐阜市や各務原市と協議していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、今年度新所平島線の地元負担金が940万円ですが、今後の負担金の推移についてとの問いに、理事者側から、令和6年度からJRのアンダー工事に本格的に入り、10年ぐらいの事業期間になる予定であります。JRのアンダー工事はかなり高額な事業費を要する工事となり、公共で9%、県単で20%の負担をしておりますので、負担金額は確実に増えてきますとの答弁がありました。

次に、委員から、羽島用水沿いの通学路で舗装が傷んでいるため、車が通ると水はねがひどいがどのように対応されるのかとの問いに、理事者側から、東から順次整備

しておりますが、この道路は町道整備計画路線に位置づけられており、道路改良工事や上下水道等工事等も宅地化に伴い整備をしておりますので、手戻りのないよう順次インフラ整備が済んだところから計画的に進めておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、総務部及び総合政策部関係の歳出の部分の質疑に入りました。

委員から、防犯カメラと不法投棄監視カメラの在り方と増設の考え方はとの問いに、理事者側から、防犯カメラは令和3年度に3基、令和4年度も3基設置予定です。また、不法投棄監視カメラは9台を自治会の要望により移動設置し、抑止となるよう事業を進めています。令和4年度については機器を増やす予定はありませんとの答弁がありました。

次に、委員から、固定資産税、軽自動車税の還付はどのような性質なのかとの問いに、理事者側から、固定資産税は9件、109万4,400円、そのうち4件が法人の償却資産の修正申告に伴う減額、うち2件が土地の課税地目誤り、うち3件が取壊し家屋の滅失漏れによるものです。また、軽自動車税は1件、約8,000円、盗難届はされていましたが、相手方の廃車申告手続漏れによるものですとの答弁がありました。

次に、委員から、申請等が複雑であると思われるが、自治会の在り方についてどう考えるかとの問いに、理事者側から、申請に関して難しいという意見は聞いています。継続的に行っています自治会在り方検討会にて行政も一緒に慎重に検討してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員から、政策推進事業費、タウンプロモーション動画制作委託料の内容、効果等について説明を求めるとの問いに、理事者側から、タウンプロモーション動画制作委託料の支出については2つの事業の総額となります。1つ目は、岐阜放送のテレビ情報番組を利用した情報発信で、本町の魅力を探る町民インタビューや伏屋の獅子舞にスポットを当て、令和3年9月10日、10月8日、令和4年1月14日、3月18日の計4回放映しました。2つ目は、岐南町オリジナルショートムービー「伏屋の獅子芝居」を2本制作いたしました。YouTube岐南町公式チャンネルでの再生回数は、テレビ番組が936回、484回、350回、301回、ショートムービーが1,395回、852回であるとの答弁がありました。

次に、委員から、ごみ焼却施設はいつできますかとの問いに、理事者側から、令和5年度設計、6、7、8年度建設、9年度稼働予定ですとの答弁がありました。

次に、委員から、農業振興費、徳田ねぎ補助金の実績ゼロとなっている理由はとの問いに、理事者側から、昨年度はコロナ禍によりねぎサミットが中止となったため不執行となりましたとの答弁がありました。

次に、委員から、LINEと今後の取組はとの問いに、理事者側から、徐々に友だ

ち追加がされています。今後は若者を中心としたプロモーションプロジェクトの中で検討していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、防災無線とLINEの内容は同じですかとの問いに、理事者側から、同様の内容を流しています。緊急地震速報、大雨・台風等の自然災害を流すのが目的ですが、現在は平時のため町のイベント及び情報を発信していますとの答弁がありました。

次に、委員から、マイナンバーカードの加入率はとの問いに、理事者側から、7月末現在で全国では45.9%、岐阜県では43.5%、岐南町では46.3%との答弁がありました。

次に、委員から、特色ある学校づくり教育研究補助金において、西小だけなかった理由はとの問いに、理事者側から、各学校で特色ある体験をしていただくことを目的にこの補助を行っていますが、西小学校についてはコロナの影響により予定していたスキー研修が中止となり、返還となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、タブレットの利用方法はとの問いに、理事者側から、調べもの学習、ロイロノート導入により意見交流、動画による体育の学習、家庭への通信、アンケートなどに使用していますとの答弁がありました。

次に、委員から、公民館の稼働率と今後の考え方はとの問いに、理事者側から、令和3年度の公民館施設の開館日は317日、利用は996件、稼働率は33.9%、各町民センターの開館日は272日、稼働率は10%未満でした。新型コロナウイルス感染拡大防止により、公民館施設においては42日間の夜間利用停止がありました。今後についてはまだ新型コロナウイルス感染拡大の不安はありますが、自治会及び子ども会の行事やクラブサークルの再開など、本来の公民館及び町民センター施設の目的である住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化のために利用していただける工夫をしてみたいとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第2号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第3号 令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第4号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定いたしました。

次に、認定第5号 令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、いじめ問題対策委員会の令和3年度の開催状況と問題事案はあったのかとの問いに、理事者側から、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会を開催しました。重大事案はありませんでした。いじめ件数としましては、小学校においてのいじめが41件、中学校においては9件の報告をもらっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、不登校に対する生徒、児童への対応はどうなっているのかとの問いに、理事者側から、不登校につきましては全国的にも大きな問題になりつつあります。かつては反社会的な問題行動が多くありましたが、現在は不登校対応が重要視されています。月7日以上欠席者について不登校と定義します。小学校においては二十数名、中学校については三十数名の不登校者がいるのが現状です。その背景は学習の問題、社会性や対人関係の問題等様々な要因があり、対応もそれぞれです。子供たちへは担任の方から話をし、それぞれの保護者への個別対応をしておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、不用額が多額にある理由はとの問いに、理事者側から、人件費の予算編成が前年度の人員配置でなされている点と、新型コロナウイルス感染拡大により補助事業の縮小、もしくは中止に伴う補助金の返還が多くあったことによるものですとの答弁がありました。

次に、委員から、教職員の確保方針はとの問いに、理事者側から、よりよい人材の確保に向けて羽島郡を勤務の本拠地に選んでもらえるよう働き方改革を進めています。また、本年は町の広報紙への掲載、各小中学校の保護者向けの小中学校講師の人材バンク登録案内メール配信をしました。さらに、教職という仕事に憧れをいただけるようすばらしい先生の表彰、資質向上のための県外研修等も行っていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定いたしました。

次に、認定第6号 令和3年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、有収率が前年より落ちているが、要因と改善策はどう考えているのかとの問いに、理事者側から、昨年度より1.8%下がっておりますが、火災が3件発生したことが原因の一つではないかと思われます。引き続き漏水調査を実施し、漏水対策に努めますとの答弁がありました。

次に、委員から、有収率が下がっているが、今の水道使用料で維持できるのかとの問いに、理事者側から、令和7年度から人口が減少すると予想されているので、安定した経営をするためにも、必要がありましたら料金改定を検討していきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第7号 令和3年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、公共下水道事業費約3億1,700万円と他会計負担金（営業外収益）2億1,500万円の差額1億200万円の差額はどういう処理になっているのかとの問いに、理事者側から、営業収益の雨水負担金、営業外収益の他会計負担金と資本的収入の他会計負担金を合わせると、公共下水道事業費約3億1,700万円となりますとの答弁がありました。

次に、委員から、町内の下水道工事の進捗状況と整備率はどのくらいかとの問いに、理事者側から、令和3年度末の整備面積は全体計画面積759ヘクタールのうち694.5ヘクタールですので、整備率は91.5%となりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

以上で、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松原浩二君） 以上で委員長報告が終わりました。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長すいません。今の答弁の中で、そこまで行かなくても、ちょっと訂正を求めたいのは、中村さんさんちょっと、6ページ、要介護1、2の無料化のお話されましたが、これは要支援の間違いじゃないかなというふうに思います。

訂正を求めます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 訂正のご説明をいたします。

6ページ、上から7行目、このようにございます。「次に、委員から、要介護1、2の無料化について」（P134）と私は申し上げましたが、大変恐縮です。岩田議員のおっしゃるように「要介護」ではございません。「要支援」と訂正させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） ただいま委員長から、認定第1号の訂正で「要介護1、2」という表現がありましたが、「要支援1、2」の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

では、続けたいと思います。お諮りいたします。本来であれば順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけでございますが、この決算特別委員会の委員は、監査委員を除く全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

最初に、認定第1号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第1号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第1号 令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第2号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第2号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第3号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第3号 令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第4号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第4号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第5号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第5号 令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第6号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第6号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第6号 令和3年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。認定第7号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第7号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第7号 令和3年度岐南町下水道事業会計決算未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- 議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。10時50分より再開いたします。
午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

- 副議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。
ただいま松原浩二議員から議長の辞職願いが提出されました。
お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

—————◇—————

第9 議長辞職の件

- 副議長（櫻井 明君） 日程第9、議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、松原浩二議員の退場を求めます。

(除 斥)

- 副議長（櫻井 明君） 事務局長に辞職願いを朗読してもらいます。

議会事務局長 岩田恵司君。

- 議会事務局長（岩田恵司君）

令和4年9月27日

岐南町議会副議長 櫻井 明殿

岐南町議会議長 松原浩二

辞職願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定

により許可されるようお願い出ます。

以上です。

- 副議長（櫻井 明君） お諮りします。松原浩二議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、松原浩二議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

松原浩二議員の入場を求めます。

（除斥入場着席）

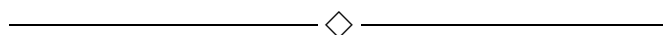
- 副議長（櫻井 明君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、日程第10として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程第10として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これより選挙の準備をします。



第10 議長の選挙

- 副議長（櫻井 明君） 日程第10、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

- 副議長（櫻井 明君） ただいまの出席議員は10人全員であります。

次に立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に 長谷川 淳議員、村山博司議員、松本暁大議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投 票 用 紙 配 付）

- 副議長（櫻井 明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

- 副議長（櫻井 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投 票 箱 点 検）

○副議長（櫻井 明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長 呼び上げ）

（投票）

○副議長（櫻井 明君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○副議長（櫻井 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

長谷川 淳議員、村山博司議員、松本暁大議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（櫻井 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票10票です。無効投票はございません。

有効投票中、後藤友紀議員6票、松原浩二議員4票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、後藤友紀議員が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（櫻井 明君） ただいま議長に当選されました後藤友紀議員から当選の承諾及び挨拶があります。登壇をお願いします。

○議長（後藤友紀君） ただいま岐南町議会議長を拝命いたしました後藤でございます。

先輩議員をはじめ皆様方よりご推挙を賜りましたことをまず厚く感謝申し上げます。

議長という重責を担うに当たりまして、私の思いを述べさせていただきたいと思えます。

私たちを取り巻く社会は大きく急激に変化しています。そのような中で全国的にも地方議会の在り方に変化が求められていると認識をしております。我が岐南町議会におきましても、3回目の無投票を経て現在に至る背景からも、議会というものを改めて客観的に見る必要があると考えています。

ご承知のとおり議会は町民の代表である議員で組織されてます。だからこそ議会として町民の皆様とより強いつながりを持ち、町民と共にある議会を目指し、皆様方の思いとともに議会改革を進めてまいります。

どうか皆様方にはご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶を終わります。

以上です。(拍手)

○副議長(櫻井 明君) それでは、議長は議長席にお着き願います。

(議長交代)

○議長(後藤友紀君) ここで暫時休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(後藤友紀君) 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま櫻井 明議員から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程第11として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(後藤友紀君) ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程第11として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

—————◇—————

第11 副議長辞職の件

○議長(後藤友紀君) 日程第11、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、櫻井明議員の退場を求めます。

(除 斥)

○議長(後藤友紀君) 事務局長に辞職願を朗読してもらいます。

議会事務局長 岩田恵司君。

○議会事務局長(岩田恵司君)

令和4年9月27日

岐南町議会議長 後藤友紀殿

岐南町議会副議長 櫻井 明

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

- 議長（後藤友紀君） お諮りします。櫻井 明議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、櫻井 明議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

櫻井明議員の入場を求めます。

（除斥入場着席）

- 議長（後藤友紀君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、日程第12として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第12として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これより選挙の準備をします。



第12 副議長の選挙

- 議長（後藤友紀君） 日程第12、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

- 議長（後藤友紀君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に三宅祐司議員、松原浩二議員、渡邊憲司議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投 票 用 紙 配 付）

- 議長（後藤友紀君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ な し ）

- 議長（後藤友紀君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投 票 箱 点 検）

- 議長（後藤友紀君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長 呼び上げ)

(投票)

○議長(後藤友紀君) 投票漏れはありますか。

(なし)

○議長(後藤友紀君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

三宅祐司議員、松原浩二議員、渡邊憲司議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(後藤友紀君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票10票。無効投票はございません。

有効投票中、渡邊憲司議員6票、木下美津子議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、渡邊憲司議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(後藤友紀君) ただいま副議長に当選されました渡邊憲司議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいま副議長に当選されました渡邊憲司議員から、当選の承諾及び挨拶があります。

渡邊憲司議員、登壇をお願いします。

○副議長(渡邊憲司君) ただいま副議長に任命していただきました渡邊憲司です。本当にありがとうございます。

今後は議長を支えながら、行政と両輪のごとく頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(後藤友紀君) ここで暫時休憩とします。

午前11時29分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。



第13 常任委員会委員の選任

○議長（後藤友紀君） 日程第13、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において、総務住民常任委員会委員に、岩田晴義議員、渡邊憲司議員、松原浩二議員、三宅祐司議員、村山博司議員を、福祉土木常任委員会委員に、木下美津子議員、櫻井 明議員、松本暁大議員、長谷川 淳議員、そして私を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

なお、各常任委員会の正副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定によって、正副委員長の互選のため、各委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長まで報告をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前11時55分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ここで各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告します。

総務住民常任委員会委員長に三宅祐司議員、副委員長に松原浩二議員。

福祉土木常任委員会委員長に木下美津子議員、副委員長に長谷川 淳議員。

以上であります。



第14 議会運営委員会委員の選任

○議長（後藤友紀君） 日程第14 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において、岩田晴義議員、木下美津子議員、三宅祐司議員、長谷川 淳議員の4名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の正副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定よって、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定よって、正副委員長の互選のため、委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長まで報告をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前11時59分 休憩

午後0時 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ここで議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告します。

委員長に岩田晴義議員、副委員長に長谷川 淳議員。以上であります。

ここで暫時休憩とします。

午後0時1分 休憩

午後0時3分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま議会広報特別委員会委員の私後藤より辞任願いが提出されました。委員会条例第10条第2項の規定により、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第15とし議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

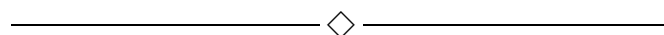
○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第15とし議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後0時4分 休憩

午後0時6分 再開

○副議長（渡邊憲司君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。



第15 議会広報特別委員会委員の辞任

○副議長（渡邊憲司君） 最初に、後藤友紀議員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、後藤友紀議員の退場を求めます。

(除 斥)

- 副議長（渡邊憲司君） お諮りいたします。後藤友紀議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（渡邊憲司君） ご異議なしと認めます。よって、後藤友紀議員の辞任を許可することに決定をいたしました。

後藤友紀議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

- 議長（後藤友紀君） ただいま議会広報特別委員会委員1名に欠員が生じました。

議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第16とし議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第16として直ちに議題とすることに決定しました。



第16 議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（後藤友紀君） 日程第16、議会広報特別委員会委員の選任の件を議題とします。これより議案を配付します。

(配 付)

- 議長（後藤友紀君） 委員1名が欠員となっております。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において櫻井 明議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長は岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって委員会において互選することになっておりますので、同条第7条第1項の規定によって正副委員長の互選のため委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長まで報告を願います。

ここで暫時休憩とします。

午後0時 9分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ここで議会広報特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告します。

委員長に村山博司議員、副委員長に櫻井 明議員。以上であります。

ここで暫時休憩とします。

午後0時11分 休憩

午後0時12分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま町長から同意第5号 岐南町監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。岐南町監査委員の選任同意についてを日程に追加し、日程第17として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、岐南町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、日程第17として直ちに議題とすることに決定しました。



第17 同意第5号 岐南町監査委員の選任同意について

○議長（後藤友紀君） 日程第17、同意第5号 岐南町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

これより議案を配付します。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） 本案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 同意第5号 岐南町監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

本日、木下美津子議員より辞職願いが提出されましたので、後任に松本暁大議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 以上で提案説明は終わりました。

地方自治法第117条の規定により松本暁大議員の退場を求めます。

(除 斥)

○議長（後藤友紀君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。同意第5号について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、同意第5号 岐南町監査委員の選任同意については、これを同意することに決定しました。

松本暁大議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後0時16分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま岩田晴義議会運営委員長より、次期定例会の会期等、効率的な議会運営に関する調査について、会議規則第70条の規定によって、閉会中の継続調査の申出がありました。

ここで事務局より閉会中の継続調査申出書の写しを配付します。

(申 出 書 配 付)

○議長（後藤友紀君） お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第18として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第18として直ちに議題とすることに決定しました。



第18 議会運営委員会閉会中の継続調査について

○議長（後藤友紀君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） お諮りします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、次期定例会の会期等、効率的な議会運営に関する調査については、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議閉会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2022年（令和4年）第3回定例会を閉会します。

午後0時19分 閉会

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長 松原 浩 二

岐南町議会議長 後藤 友 紀

岐南町議会副議長 櫻 井 明

岐南町議会副議長 渡 邊 憲 司

岐南町議会議員 岩 田 晴 義

岐南町議会議員 長谷川 淳

